

肝炎ウイルス検診に関するQ & A

Q1	ウイルス性肝炎とはどのような病気ですか。
A1	ウイルス性肝炎とは、ウイルスの感染により肝臓が炎症を起こすことをいいます。感染した人が、治療を受けずにそのまま放置すると、慢性肝炎、肝硬変、肝がんに行進する可能性があります。
Q2	ウイルス性肝炎になると、肝臓はどうなるのですか。
A2	ウイルス性肝炎になると、肝臓の細胞(肝細胞)内でウイルスが増えることで肝細胞が壊れ、肝臓の働きが悪くなります。しかし、肝臓は予備能力が優れているため、自覚症状があらわれにくく「沈黙の臓器」とも言われています。
Q3	B型肝炎ウイルスはどのような場合、感染しますか。
A3	主な感染原因は、母子感染、B型肝炎ウイルスに感染している血液を輸血、B型肝炎ウイルスに感染している人との性行為や注射針、入れ墨針の使い回しなどです。
Q4	C型肝炎ウイルスはどのような場合、感染しますか。
A4	C型肝炎ウイルスの陽性者の約50%は、感染原因が不明です。判明している主な感染原因は、C型肝炎ウイルスに感染している血液を輸血、C型肝炎ウイルスに感染している人との注射針、入れ墨針の使い回しなどです。
Q5	B型・C型肝炎ウイルスに感染した場合、どのような症状が現れますか。
A5	主な症状は、身体がだるい、食欲がない、吐き気がする、黄疸がでるなどです。ただし、症状が軽かったり出ない場合が多いので本人が気づかないことがあります。
Q6	なぜ、検査が必要なのですか。
A6	症状があらわれにくく、病気が発見されないまま、肝臓の炎症が進み肝硬変や肝がんに移行する場合があります。早く発見できればインターフェロン等の治療により完治が期待できるようになりました。 早めに発見するためにも、40歳以上の方でこれまで一度も検査を受けていない方は、必ず検査を受けてください。
Q7	検査を受けるための料金はいくらくらいですか。
A7	東京都内の在住者は無料です。(一部の区市町村を除く。)
Q8	検査を受けるためにはどのようにすればよいですか。
A8	特別区及び八王子市及び町田市にお住まいの方は、お住まいの保健所にお申し込みください。 その他の市町村にお住まいの、40歳以上の方については、お住まいの市町村にお申し込みください。39歳以下の方は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課(03-5320-4363)まで、お問い合わせください。

Q9	検査は平日しか受けられないのでしょうか。
A9	一部の区市町村を除いては、区市町村と契約している委託医療機関で検査を受検することが出来ますので、土日でも委託医療機関の診療時間内であれば受検することが出来ます。
Q10	毎年定期健康診査を受けており、特に問題がなければ大丈夫ですか。
A10	定期健康診査で検査させる、AST(GOT)・ALT(GPT)や γ -GTPなどの肝臓の状態を表す数値が正常値であっても、慢性肝炎にかかっていることがありますので、まだ一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがなければ御注意ください。
Q11	肝炎ウイルス検査では、どのような検査をするのですか。
A11	血液検査です。採血のみのため、検査時間は短時間で済みます。
Q12	感染が判った場合、日常生活で気をつけなければならないことはありますか。
A12	肝炎ウイルスは血液により感染しますので、感染者の血液を他の人が直接触れないようにしてください。 なお、次のような場合で感染することはありません。 (握手・抱き合う・軽くキスをする・隣に座る・食器を共有する・一緒に人浴etc)